休止

再開

動物用医療機器営業所廃止　　　届出書

年　　　月　　　日

　　岡山県　　　家畜保健衛生所長　殿

　　　　　　　　 　　　　　　　 住所

氏名

 　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条

第１項（第２項）において準用する同法第10条第１項の規定により動物用医療機

休止

再開

器営業所の廃止　　　　を下記のとおり届け出ます。

記

休止

再開

１　業務を廃止　　　　した営業所の名称及び所在地

２　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

３　参考事項